

日高村における女性職員の活躍の 推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月

令和3年3月変更

高知県日高村

日高村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

日高村長

日高村議会議長

日高村教育委員会

日高村農業委員会

日高村監査委員

日高村選挙管理委員会

日高村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、日高村長、日高村議会議長、日高村教育委員会、日高村農業委員会、日高村監査委員及び日高村選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局、日高村農業委員会、日高村監査委員及び日高村選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

○内閣府令第 2 条に基づき把握する項目

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
- ③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数
- ⑧年次休暇等の取得率

① 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	27 年度	26 年度	25 年度	合計
男性	2 人	2 人	2 人	6 人
女性	3 人	0 人	1 人	4 人

② 平均した継続勤務年数の男女の差異

（平成 28 年 3 月現在）

区分	男性	女性	比較(男性－女性)
人数	35 人	30 人	5 人
継続勤務年数	18.03 年	17.27 年	0.76 年

③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

（平成26年度）

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
職員一人当たり 超過勤務時間	9.7	6.2	7.9	5.2	43.1	8.1
区分	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員一人当たり 超過勤務時間	14.2	10.5	7.2	6.8	9.4	10.0

※ 8月は台風災害の影響による超過勤務時間を含む

※ 8月を除く 1 人あたり月平均8.7時間

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 (平成27年4月1日現在)

区分	男性	女性	全体
対象人数	10 人	6 人	16 人
割合	62.50%	37.50%	100%

※課長補佐級以上の職員を対象とする。

⑤ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (平成27年4月1日現在)

区分	主事	主幹	主任・係長	全体
男性	11 人	4 人	10 人	25 人
女性	8 人	5 人	11 人	24 人
割合	42.10%	55.50%	52.40%	49.00%

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

区 分	男性	女性
対 象	0 人	2 人
取 得	0 人	2 人
割 合	—	100%

⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

該当者なし

⑧年次休暇等の取得率

平成 26 年年次休暇取得日数 1 人当たり 11.4 日/年

取得率 1 人当たり 29.5%

○女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局、日高村農業委員会、日高村監査委員及び日高村選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- 1、平成 32 年度までに職員の年次休暇の取得率を平成 26 年度実績 (29.5%) から 1 割以上引き上げて 32.5%以上にし、令和 7 年度まで同水準を維持する。

- 2、平成 32 年度までに、1 人当たりの超過勤務を、平成 26 年度の実績（月 8.7 時間）から 1 割以上縮減の月平均 7.8 時間以下にし、令和 7 年度まで同水準を維持する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局、日高村農業委員会、日高村監査委員及び日高村選挙管理委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

○職員の年次休暇の取得率についての取り組み

女性職員が活躍できる職場を作るためには、ワークライフバランスの実現が必要となる。男女を通じて長時間勤務を是正し、限られた時間の中で効率的に業務を行えるよう見直す。

○職員の超過勤務減少についての取り組み

職場環境の改善をすることにより、時間当たりの生産性を高めることに努めるとともに、職場における定時退庁の推進と意識改革の啓発を行う。